

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター森林保険の引受条件に関する規程

平成27年4月1日

27森林保業第1号

最終改正令和7年8月22日（7森林保業第137号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、森林保険法（昭和12年法律第25号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、森林保険の保険金額の標準、保険料率その他の引受けに関する条件を定めることを目的とする。

第2章 森林保険の保険金額の標準

（保険金額の標準）

第2条 森林保険の保険金額の標準は、別表第1（以下「普通標準金額」という。）によるものとする。

- 2 国立研究開発法人森林研究・整備機構が第15条に定める評価基準に従って立木の評価をした森林については、前項の規定にかかわらず、森林保険の保険金額の標準は、その評価額（以下「評価標準金額」という。）によるものとする。
- 3 評価標準金額を基礎として約定しようとする場合のヘクタール当たり保険金額は、その対象とする森林について第15条に定める評価基準により評価した金額以下の額とする。この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 保険金額の標準を異にする樹種が混交する森林の標準金額は、各樹種につき計算した標準金額を合算したものとする。

第3章 森林保険の保険料率

（保険料率）

第3条 森林保険の保険料率は、別表第2によるものとする。

第4章 森林保険の保険金額及び保険料の算出方法

（保険金額及び保険料の算出方法）

第4条 保険金額及び保険料は、森林保険契約をしようとする森林に生立する樹木を樹種別（原則として、すぎ、ひのき、まつ類、からまつ及びその他針葉樹並びにきり及びその他広葉樹の別をいう。以下同じ。）及び林齢別にそれぞれの占有面積により区分して次の算式により算出した額（普通標準金額による保険金額の場合は、占有面積区分毎の額の合計額）とする。ただし、評価標準

金額を基礎として約定しようとする場合で、当該森林の林齢を第6条第2項によって計算するとき又は壮齡林（別表第4の2の（1）の壮齡林をいう。）若しくは特用樹（別表第4の4の特用樹をいう。）であるときの保険金額及び保険料については、林齢別の区分は省略することができる。なお、この場合において、それぞれの算出された額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 普通標準金額による保険金額

$$\text{占有面積区分毎の保険金額} = \text{普通標準金額} \times \text{占有面積 (ha)} \\ \times \text{付保率} \times \text{分収林の持ち分割合}$$

ただし、第7条の規定により保険金額を算出する場合、「普通標準金額」とあるのは、「正標準金額」とする。

占有面積区分：樹種別及び林齢別の各占有面積による区分

付保率：保険金額の標準に対する契約割合（1%単位で100%を超えない。）

分収林の持ち分割合：分収林における被保険者の持ち分割合

二 評価標準金額による保険金額

$$\text{保険金額} \leq \text{評価標準金額}$$

三 保険料

$$\text{保険料} = \text{保険金額} \times \text{保険料率}$$

- 2 第13条ただし書きの保険期間の場合、1年未満となる最終保険年度の保険料は、平年、閏年にかかわらず、1日分を1年分の365分の1として、当該1日分の保険料に最終保険年度の日数を乗じた額とする。
- 3 前項の場合において、最終保険年度に2月29日を含むときは、当該保険年度の日数に2月29日を算入する。

（樹種別及び林齢別の占有面積の算出方法）

第5条 樹種別及び林齢別の占有面積は、契約対象面積を樹種別及び林齢別の樹木の生立本数の割合により区分して算出するものとする。ただし、土壌改良を目的とする造林により生立させた森林において、主林木の植栽密度が当該地域の人工造林の通常の植栽密度以上であり、当該主林木のみによる成林が可能であって、かつ、土壌改良木について森林保険契約が行われないことが明らかとなるときは、土壌改良木は保険の目的としない。

（林齢の算出方法）

第6条 保険の目的たる森林の林齢は、造林の年から暦年に従って計算する。

- 2 造林の年を異にする樹木が混交する森林であって、造林の年を異にする樹木の混交状態からみて、林齢別の区分が困難と認められる場合は、各樹木につき造林の年から暦年に従って計算した樹齢の平均によって計算する。

（樹木の生立本数が限界生立本数に満たない場合の保険金額の算出方法）

第7条 普通標準金額をもって、保険金額を約定しようとする場合において、森林保険契約締結時の樹木の生立本数が、別表第4の別表5に定める限界生立本数に満たない旨の申し出があった場合の保険金額は、次の算式により算出した修正標準金額以下の額に契約面積を乗じて得た額とする。

$$\text{修正標準金額} = \text{普通標準金額} \times \frac{\text{森林保険契約時のヘクタール当たり生立本数}}{\text{限界生立本数}}$$

(損害跡地に植栽した場合の契約面積及び保険金額の算出方法)

第8条 保険の目的の一部が保険事故により滅失した跡地に植栽した樹木について森林保険契約をしようとする場合の契約面積及び保険金額は、次の各号のとおりとする。

- 一 損害区域に点在的に損害が発生し、その区域全体に新植した場合は、当該損害に係る森林保険保険金支払い及び保険料返還内訳書（以下「支払内訳書」という。）に記載された実損面積をもって契約面積とする。
- 二 損害区域に点在的に損害が発生し、その区域の一部に新植した場合は、損害区域面積に対する当該損害に係る支払内訳書に記載された実損面積の割合（損害率）に当該新植区域面積を乗じて得た面積を契約面積とする。
- 三 新植した本数が別表第4の別表5の限界生立本数の基礎となった植栽本数（以下「基準植栽本数」という。）以上である場合の保険金額は、普通標準金額以下の額に第一号または第二号の契約面積を乗じて得た額とする。
- 四 新植した本数が基準植栽本数未満である場合の保険金額は、次の算式により算出した修正標準金額以下の額に第一号または第二号の契約面積を乗じて得た額とする。

$$\text{修正標準金額} = \text{普通標準金額} \times \frac{\text{損害跡地のヘクタール当たり植栽本数}}{\text{基準植栽本数}}$$

(申込書に記載する面積、本数、材積の単位と算出方法)

第9条 保険金額等の算出に用いる測定単位等は、次の各号のとおりとする。

- 一 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第3位を四捨五入して第2位止めとする。
- 二 本数の記載は本を単位とする。
- 三 材積の記載は立方メートルを単位とし、小数第3位を四捨五入して第2位止めとする。

第5章 森林保険の保険料の割引計算に関する事項

(長期割引)

第10条 2以上の保険年度に対する保険料を一時に払い込むときは、当該保険年度に対する保険料は、最初の保険年度に対するものを除き、別表第3による率によって割引計算する。

(継続割引)

第10条の2 森林保険契約（本条第2項において「前回契約」という。）の保険期間満了後において保険の目的が同一となる森林保険契約を締結した場合、最初の保険年度に係る保険料を3%割り引く。

2 前項の割引は、前回契約の保険期間満了後 1 年未満内に保険期間が開始する森林保険契約に適用する。

3 法第 6 条第 2 項の規定による分割払における第 2 回以降の保険料(第 10 条に規定する長期割引を適用する年度の保険料を除く。)についても第 1 項の割引を適用する。

(花粉症対策苗木割引)

第 10 条の 3 保険の目的が花粉症対策苗木を植栽した森林の場合、植栽後 2 年以内に初めて森林保険に加入するときの最初の保険年度の保険料を 3 % 割り引く。

第 6 章 機構の免責に関する事項等

(免責)

第 11 条 森林保険法施行規則(昭和 28 年農林省令第 46 号)第 4 条の機構が定める額は、填補すべき額が 4,000 円未満のときとする。

(森林保険契約の対象とする最小面積)

第 12 条 森林保険契約の対象とする保険の目的たる森林の面積の最小は、0.01ha とする。

(森林保険契約の対象とする保険期間の単位及び範囲)

第 13 条 森林保険契約の対象とする保険期間は、1 年を単位とし、20 年を最大とする。

ただし、一以上の森林保険契約を締結している保険契約者が、当該森林保険契約を含む複数の森林保険契約(同一契約者のものに限る。)の保険期間の終期日同士又は終期日と年応当日(始期日の属する年の翌年以後の各年における当該始期日に相当する各日をいう。)前日を統一しようとする場合、保険期間に 1 年未満の端数期間を加えた新たな森林保険契約を締結することができる。

(保険料の分割払)

第 14 条 法第 6 条第 2 項の規定により保険料を分割して払い込む場合においては、保険契約者は、保険年度を単位として分割して保険料を払い込むこととする。

2 前項の場合においては、保険契約者は、第 2 回以降の保険料に対応する期間の開始までに、当該保険料を払い込まなければならない。

第 7 章 立木の評価基準

(立木の評価基準)

第 15 条 森林保険の立木の評価基準は、次の各号のとおりとする。

一 伐採が予定される林齢(以下「伐期齢」という。)以上の立木及び伐期齢未満の立木で市場価格のあるものについては、樹種別に次の算式により算出される価額とする。

A

$$x = f \left[\frac{A}{1 + \ell r} - B \right]$$

$$X = \sum x_j v_j - C$$

x ; 1立方メートル当たりの立木価格で施設費を差し引いていないもの

f ; 立木の推定利用率

A ; 素材等（素材及び薪炭をいう。以下同じ。）の最寄市場における単位数量当たりの取引価格

ℓ ; 伐出事業の投下資本の推定回収期間（月）

r ; 伐出事業の投下資本の推定月収益率

B ; 施設費以外の素材等の単位量当たりの事業費

X ; 立木の評価額

v ; 立木の材積

C ; 施設費の総額

二 前号に掲げる立木以外の立木で人工植栽したものについては、樹種別及び林齢別に次の算式により算出される価額とする。

ア 11年生以上の立木

$$A_i = (A_u - H_{10}) \frac{(i - 10)^2}{(u - 10)^2} + H_{10}$$

A_i ; 立木の評価額

A_u ; 伐期齢に達したときの前号の算式により算出される推定立木価額

H_{10} ; イの算式で m を10とした場合に算出される価額

i ; 立木の現在林齢

u ; 伐期齢

イ 11年生未満の立木

$$H_m = D_1 (1 + P)^{m-1} + D_2 (1 + P)^{m-2} + \dots + D_m$$

H_m ; 立木の評価額

$D_1, D_2, \dots, D_m$; それぞれ植栽以後現在までの年ごとの造林費を評価現在の時価に換算した価額

P ; 年利率

m ; 立木の現在林齢

三 はぜ、うるし、あべまき等果実、樹液、樹皮等の採取を目的とする特用樹については、樹種別にその地方の通常の売買実例価格を参しゃくして算出される価額とする。

四 保健保安林等の立木で主として環境緑化木を人工植栽したものについては、第一号から第三号の規定にかかわらず、樹種別に新植費を評価時現在の時価に換算した価額とする。

五 第一号から第四号に掲げる立木以外の立木については、樹種別及び林齢別に次の算式により算

出される価額とする。

$$A_i = A_u \times \frac{i^2}{u^2}$$

A_i ; 立木の評価額

A_u ; 伐期齢に達したときの第一号の算式により算出される推定立木価額

i ; 立木の現在林齢

u ; 伐期齢

- 2 前項の規定の詳細は、別表第4のとおりとする。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 [平成29年3月17日 28森林保業第337号]

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 [平成29年6月28日 29森林保業第172号]

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項及び第3項、第10条、第10条の2、第10条の3、第13条、別表第2、別表第3の規定は、平成31年4月1日以降に保険責任が開始する保険契約に適用する。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に保険責任が開始する保険契約については、この規程の施行前の第10条、第13条、別表第2、別表第3の規定を適用する。
この場合、施行前の第10条及び別表第3中「保険料期間」とあるのは、「保険年度」とする。
- 4 平成31年3月31日の時点で現に保険責任が生じている保険契約については、なお従前の例による。

附則 [令和5年3月23日 4森林保業第332号]

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第13条、別表第2、別表第3の規定は、令和6年4月1日以降に保険責任が開始する保険契約に適用する。
- 3 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に保険責任が開始する保険契約については、この規程の施行前の第13条、別表第2、別表第3の規定を適用する。
- 4 令和5年3月31日の時点で現に保険責任が生じている保険契約については、なお従前の例による。

附則 [令和7年8月22日 7森林保業第137号]

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第13条の規定は、令和8年4月1日以降に保険責任が開始する保険契約に適用する。

別表第1 保険金額の標準

樹種		林齢	保険金額の標準	
す	ぎ	1 年	1ヘクタールにつき	1,010,000 円
		2 年	同	1,190,000 円
		3 年	同	1,440,000 円
		4 年	同	1,660,000 円
		5 年	同	1,880,000 円
		6 年	同	2,120,000 円
		7 年	同	2,230,000 円
		8 年	同	2,340,000 円
		9 年	同	2,590,000 円
		10年以上14年以下	同	2,720,000 円
		15年以上17年以下	同	2,730,000 円
		18年及び19年	同	2,740,000 円
		20年以上25年以下	同	2,750,000 円
		26年以上30年以下	同	2,790,000 円
		31年以上35年以下	同	2,840,000 円
		36年以上40年以下	同	2,910,000 円
		41年以上45年以下	同	2,990,000 円
		46年以上50年以下	同	3,090,000 円
		51年以上55年以下	同	3,200,000 円
		56年以上60年以下	同	3,320,000 円
		61年以上	同	3,460,000 円
ひ	の	1 年	1ヘクタールにつき	1,010,000 円
		2 年	同	1,190,000 円
		3 年	同	1,440,000 円
		4 年	同	1,660,000 円
		5 年	同	1,880,000 円
		6 年	同	2,120,000 円
		7 年	同	2,220,000 円
		8 年	同	2,330,000 円
		9 年	同	2,590,000 円
		10年以上12年以下	同	2,720,000 円
		13年及び14年	同	2,730,000 円
		15 年	同	2,740,000 円
		16 年	同	2,750,000 円
		17 年	同	2,770,000 円
		18 年	同	2,780,000 円
		19 年	同	2,800,000 円
		20 年	同	2,820,000 円
		21年以上25年以下	同	2,840,000 円
		26年以上30年以下	同	2,990,000 円
		31年以上35年以下	同	3,180,000 円
		36年以上40年以下	同	3,430,000 円
		41年以上45年以下	同	3,730,000 円
		46年以上50年以下	同	4,090,000 円
		51年以上55年以下	同	4,500,000 円
		56年以上60年以下	同	4,960,000 円
		61年以上65年以下	同	5,470,000 円
		66年以上	同	6,040,000 円
針葉樹（すぎ及びひのきを除く。）		1 年	1ヘクタールにつき	800,000 円
		2 年	同	920,000 円
		3 年	同	1,080,000 円
		4 年	同	1,190,000 円
		5 年	同	1,310,000 円
		6 年	同	1,380,000 円
		7 年	同	1,440,000 円
		8 年	同	1,510,000 円
		9 年	同	1,680,000 円
		10年以上20年以下	同	1,760,000 円
		21年以上35年以下	同	1,770,000 円
		36年以上45年以下	同	1,780,000 円
		46年以上55年以下	同	1,790,000 円
		56年以上60年以下	同	1,800,000 円
		61年以上	同	1,810,000 円

広葉樹	1 年	1ヘクタールにつき	580,000 円
	2 年	同	670,000 円
	3 年	同	750,000 円
	4 年	同	840,000 円
	5 年	同	880,000 円
	6 年	同	930,000 円
	7 年	同	970,000 円
	8年以上11年以下	同	1,150,000 円
	12年及び13年	同	1,160,000 円
	14年及び15年	同	1,170,000 円
	16 年	同	1,180,000 円
	17 年	同	1,190,000 円
	18 年	同	1,200,000 円
	19 年	同	1,210,000 円
	20 年	同	1,220,000 円
	21年以上25年以下	同	1,230,000 円
	26年以上30年以下	同	1,310,000 円
	31年以上35年以下	同	1,410,000 円
	36年以上	同	1,530,000 円

別表第2 保険料率

クラス	年齢級	保険料率（保険金額 1,000 円につき 1 年当たり）	
		針葉樹	広葉樹
A	1 年齢級	3. 1 6 円	1. 5 8 円
	2 年齢級以上	2. 5 0 円	1. 2 5 円
B	1 年齢級	3. 9 6 円	1. 9 8 円
	2 年齢級以上	3. 1 3 円	1. 5 7 円
C	1 年齢級	4. 7 5 円	2. 3 7 円
	2 年齢級以上	3. 7 6 円	1. 8 8 円

備考

Aクラスは、茨城県、埼玉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県及び沖縄県の区域とする。

Bクラスは、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、東京都、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

Cクラスは、北海道、岩手県、千葉県及び京都府の区域とする。

別表第2の別表1 保険料率の算出方法

1 基準保険料率

- (1) 基準保険料率は、全国一律とし、保険金額 1,000 円につき 1 年当たり 3.13 円とする。
- (2) 基準保険料率の適用期間は、原則として割増引率の適用期間と同期間とする。
- (3) 基準保険料率算定に用いる事故率は、基準保険料率を適用する 7 年度前の年度末を終期とする 30 年間のものとする。

2 都道府県毎の割増引率

- (1) 都道府県毎の割増引率は、別表第2の別表2において都道府県毎のロスレシオに対応するものとする。
- (2) 割増引率の適用期間は、4月1日から翌年3月31日までの年度を単位とした5年間とする。
- (3) ロスレシオは、割増引率を適用する3年度前の年度末を終期とする10年間における修正計上保険料の合計に対する計上支払保険金の合計の割合をいう。

$$\text{ロスレシオ} = \frac{(A_{n-3} + A_{n-4} + A_{n-5} + A_{n-6} + A_{n-7} + \dots + A_{n-12})}{(B_{n-3} + B_{n-4} + B_{n-5} + B_{n-6} + B_{n-7} + \dots + B_{n-12})}$$

n：割増引率の適用初年度

A_{n-3} 、 A_{n-4} ・・・割増引率適用初年度の3年度前、4年度前の計上支払保険金
 B_{n-3} 、 B_{n-4} ・・・割増引率適用初年度の3年度前、4年度前の修正計上保険料

- (4) 修正計上保険料は、4月1日から翌年3月31日までの1年度に保険責任が開始する契約の保険料について、保険責任開始時の基準保険料率を用いた場合の保険料に修正したものをいう。

$$\text{修正計上保険料} = (\text{4月1日から翌年3月31日までの1年度に保険責任が開始する契約の保険料に対応する保険金額}) \times (\text{保険責任開始時の基準保険料率})$$

- (5) 計上支払保険金は、4月1日から翌年3月31日までの1年度に支払った保険金をいう。

3 都道府県毎の保険料率

次の計算式で求める。

$$\text{都道府県毎の保険料率} = \text{基準保険料率} \times (1 + \text{都道府県毎の割増引率}) \\ \times 1 \text{ 齢級係数} \times \text{広葉樹係数}$$

1 齢級係数：保険の目的が1 齢級の場合に基準保険料率のうち純保険料率部分に乗ずる。1.5とする。

広葉樹係数：保険の目的が広葉樹の場合に乗ずる。0.5とする。

別表第 2 の別表 2

クラス		A	B	C
ロスレシオ	未満	1 3 . 3 %	5 7 . 3 %	—
	以上	—	1 3 . 3 %	5 7 . 3 %
適用割増引率		— 2 0 %	0 %	+ 2 0 %

別表第 3 割引計算率

保険年度	割引率
第 2 期 第 3 期 ～ 第 21 期	9 分 5 厘 1 割 3 分 5 厘

別表第 4

1 立木の評価に用いる測定単位等	立木の評価に用いる測定単位等は、原則として次のとおりとする。 (1) 距離は、メートルを単位とし、小数第 2 位を四捨五入して第 1 位止めとする。トラック運搬距離は、キロメートルを単位とし、小数第 1 位を四捨五入して整数止めとする。 (2) 角度は、度を単位とし、可能な限り度以下まで求める。 (3) 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。 (4) 立木の本数は、本を単位とする。 (5) 立木の直径は、センチメートルを単位とし、2 センチメートル括約とする。 (6) 樹高は、メートルを単位とし、小数第 1 位を四捨五入して整数止めとする。 (7) 立木の材積は、立方メートルを単位とし、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。ただし、立木の材積が第 3 位に満たない端数であるときは、第 4 位を四捨五入して第 3 位止めとする。 (8) 薪の測定単位は、屑積立方メートル又は束（1 メートルなわじめ）とする。 (9) 施設の数量の単位は、作業道の延長、集材機及び索道の架線長等にあつてはメートル、積込盤台にあつては基、建物にあつては平方メートルとする。 (10) 立木の推定利用率は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。 (11) 素材の規格、測定単位等は日本農林規格の、木炭の規格、測定単位等は一般社団法人全国燃料協会の定めるところによる。
2 壮齢林の立木の評価	(1) 第 15 条に規定する立木の評価基準（以下「基準」という。）の第一号の適用対象（以下「壮齢林」という。）は、次の立木をいう。 ただし、(3) で定める材積評価対象外立木及び基準の第二号から第五号までに規定する立木を除く。 ア 伐期齢以上の立木 イ 伐期齢未満の立木のうち市場価格のあるもの。 (2) 基準の第一号の「市場価格のあるもの」とは、ある立木から生産される素材等が最寄市場において一定の価格で取引されると見込まれる場合におけるその立木をいう。また、「樹種別」とは原則として、すぎ、ひのき、まつ類、からまつ及びその他針葉樹並びにきり及びその他広葉樹の別をいう（基準の第二号から第五号までにおいて同じ。）。 (3) 材積評価対象除外立木とは、法令によりその伐採方法が禁伐又は択伐と定められ、かつ、通常材積生長を期待し難い飛砂防備保安林の立木、流失した立木その他立木材積を基礎とする評価の対象から除外すること

を相当とする立木をいう。

(4) 評価因子の算出方法は、次のとおりとする。

ア f (立木の推定利用率)

f は、評価対象立木から生産される素材等（素材及び薪炭をいう。以下同じ。）の数量の立木材積に対する割合をいい、樹種別又は素材等の区分別に、立木径級ごとの利用率の平均により算出する。

ただし、針葉樹の f は別表第 4 の別表 1 によることができるものとする。

イ A (素材等の最寄市場における単位数量当たりの取引価格)

A は、樹種別又は素材等の区分別の、その地方での販売上有利な市場又は発駅等（以下「最寄市場」という。）における単位数量当たりの各銘柄の平均価格（以下「素材等の市場単価」という。）をいう。

素材等の市場単価は、評価時現在の生産者販売価格（消費税が加算されている場合には、当該生産者販売価格から消費税相当額を控除して算出した価格）とする。

ただし、針葉樹素材の市場単価算出に用いる素材の材種別生産比率は、別表第 4 の別表 2 によることができるものとする。

ウ ℓ (伐出事業の投下資本の推定回収期間 (月))

ℓ は、伐出事業の実態に即した投下資本の推定回収期間（以下「資本回収期間」という。）をいい、別表第 4 の別表 3 により求める。ただし、これにより難いときは、次の算式により算出する。

$$\text{資本回収期間 (月)} = \text{事業期間 (月)} \times \frac{\text{投下資本の平均額}}{\text{事業費合計}}$$

事業期間は、立木代金の納付時又は担保の提供時から素材等の販売完了時までの期間をいい、その地方での通常の事業実績を勘案して算出する。

投下資本の平均額は、事業期間内の月ごとの末日における必要資金（事業開始以降それぞれの月までの支出累計から収入累計を差し引いた額をいう。）の平均額をいう。

事業費合計は、事業期間における立木代金、施設費及び施設費以外の事業費の支出累計をいう。

エ r (伐出事業の投下資本の推定月収益率)

r は、0.016 を標準とする。

オ B (施設費以外の素材等の単位数量当たりの事業費)

B は、伐採、加工、運搬、販売等の経費で、施設費以外の素材等の単位数量当たりの事業費をいい、次の点を勘案して算出する。

ただし、別表第 4 の別表 4 に定める伐出事業に必要な作業区分の係数に、その地方の伐出事業の平均賃金を乗じて求めることができるものとし、別表第 4 の別表 4 以外の作業区分を必要とする場合は、別途

	算出する。 (ア) 作業方法、工程等は、その地方の通常の伐出事業の例による。 (イ) 賃金は、その地方の実勢を基礎とし、職種別に求める。 (ウ) 作業機械の損料、社会保険料及び林業退職金共済掛金（以下「社会保険料等」という。）は、所定の額を計上する。 (エ) トラック運賃は、所轄の運輸局長への届出に係る車扱運賃料金のうち距離制運賃料金を、その許容限度の範囲内で実勢により修正して求める。 (オ) 雑費は、事業費（社会保険料等及びトラック運賃を除く。）の10パーセントを標準とする。 (カ) 借入金金利及び危険負担並びに法人税、所得税、配当引当金等利益処分とみなされるものは、収益率に算入済みであるので、別途計上はしないものとする。 カ v（立木の材積） vは、x（1立方メートル当たりの立木価格で施設費を差し引いていないものをいう。）の算出の区分ごとに算出する。 ただし、針葉樹の単木材積は別表第4の別表1にすることができるものとする。 キ C（施設費の総額） Cは、搬出施設費（林道改良費、同修繕費を含む。）現場事務所の仮設経費等生産数量に連動しない事業費の総額とし、立木の材積が300立方メートル以上で、かつ、施設の新設等を必要とする場合に、その地方の実績を勘案して算出することができるものとする。
3 幼齢林の立木の評価	(1) 基準の第二号の適用対象（以下「幼齢林」という。）は、壮齢林及び基準の第三号から第五号までに規定する立木以外の立木で、人工植栽（人工下種を含む。以下同じ。）によるもの、土壌改良を目的とする造林によるもの及び誘導造林、天然下種補整等によるものでその保育が人工植栽に準ずるものをいう。 (2) 幼齢林の立木の評価を林齢別に行うことは、原則として一の林齢に対して一の評価額を求めることをいう。ただし、年の途中において年利率の改定等があった場合には、この限りではない。 (3) 基準の第二号のアの算式の評価因子の算出方法は、次のとおりとする。 ア Au（伐期齢に達したときの基準の第一号の算式により算出される推定立木価額） Auは、その幼齢林が伐期齢に達したときの立木の推定材積等を基礎として、評価時現在において基準の第一号の算式により算出される推定立木価額（以下「主伐立木価額」という。）をいう。立木の推定材積は、その地方に適用される現実林分収穫予想表（これに相当するものを含む。以下「収穫予想表」という。）を基礎として算出する。

イ H_{10} (基準の第二号のイの算式で m を 10 とした場合に算出される価額)

H_{10} は、評価時現在においてその幼齢林が 10 年生であるとした場合に、基準の第二号のイの算式により算出される額をいう。ただし、その幼齢林のヘクタール当たりの立木の生立本数が別表第 4 の別表 5 に定める齢級別の限界生立本数未満の場合は、その額に立木度を乗じた額をいう。

立木度は、次の算式により算出し、その算出した数値が 1 以上のときは 1 とし、1 未満の端数は、少数第 3 位を四捨五入して第 2 位止めとする。

$$\text{立木度} = \frac{\text{立木のヘクタール当たり生立本数}}{\text{限界生立本数}}$$

(4) 11 年生未満の立木の評価額は、その幼齢林のヘクタール当たりの立木の生立本数が別表第 4 の別表 5 に定める齢級別の限界生立本数未満の場合は、基準の第二号のイの算式により算出される額に立木度を乗じた額をいう。

(5) 基準の第二号のイの算式の評価因子の算出方法は、次のとおりとする。

ア D_1 、 D_2 …… D_m (それぞれ植栽以後現在までの年ごとの造林費を評価時現在の時価に換算した価額)

D_1 、 D_2 …… D_m は、年ごとに、(ア) から (カ) までの費用を、それぞれ評価時現在の時価に換算し、合計して算出する。ただし、都道府県知事が、都道府県の区域を、適当と認める地域ブロックに区分し、当該ブロックごとに評価因子の標準を作成し、毎年度あらかじめヘクタール当たりの評価金額を定めた場合は、当該額に面積を乗じて算出することができる。

(ア) 新植費は、地拵費、苗木代、仮植費、苗木運搬費及び植付費の計とする。ただし、天然下種補整の方法により育成した立木にあつては、支障木除去費及び地表かき起し費の計とし、誘導造林の方法により育成した立木にあつては、これに苗木代、仮植費、苗木運搬費及び植付費を加えた額とする。

(イ) 補植費は、補植苗木代及び植付費の計とする。

(ウ) 保育費は、下刈費、つる切費、除伐費、枝打費及び倒木起し費の計とする。

(エ) 新植費、補植費及び保育費には、それぞれの 5 パーセントを標準とする雑費を計上することができる。

	(オ) 管理費は、公租公課、森林保険料、森林見回り費等を必要に応じ計上する。 (カ) 地代は、土地の価額に4.5パーセントを乗じて得た額を計上することができる。この場合において、土地の価額は、原則として、固定資産税の課税標準となった価額とする。 イ P (年利率) Pは、8で定めるとおりとする。
4 特用樹の立木の評価	(1) 基準の第三号の適用対象は、はぜ、うるし、あべまき等果実、樹液、樹皮等の採取を目的とし、かつ、現に採取が可能な特用樹をいう。幼齢等のためその採取が不可能な特用樹は、基準の第二号又は第五号の適用対象に含まれるものとする。 (2) その地方の通常の売買実例価額を参しゃくして算出される価額とは、その地方の通常の果実、樹液、樹皮等の採取量、採取経費、売買単価等の実例を参しゃくして算出される価額をいう。
5 保健保安林等の立木の評価	(1) 基準の第四号の適用対象は、自然環境の保全、公衆の保健等を目的とする保健保安林等の立木で、主として環境緑化木を人工植栽したものをいう。この場合において、環境緑化木は、その地方における成林が可能と認められるもので、つつじ、あじさい等の低木以外のものとする。 (2) 新植費を評価時現在の時価に換算した価額とは、新植費を3の(5)のアの(ア)及び(エ)の規定に準じ、費用をすべて評価時現在の時価に換算して算出した価額をいう。
6 その他の立木の評価	(1) 基準の第五号の適用対象は、広葉樹林改良の方法により育成した立木その他の基準の第一号から第四号までの適用対象となる立木以外の立木をいう。 (2) 基準の第五号の算式の評価因子の算出方法は、次のとおりとする。 A_u (伐期齢に達したときの基準の第一号の算式により算出される推定立木価額) A_uは、3の(3)のアの規定に準じて算出する。
7 伐期齢	伐期齢は、すぎ60年、ひのき65年、その他針葉樹60年及び広葉樹35年とする。
8 年利率	年利率は4.5パーセントとする。

別表第4の別表1 標準単木材積及び標準利用率

立木材積の範囲	対応胸高直径	標準単木材積		標準利用率
		立 木	丸 太	
m ³	cm	m ³	m ³	
0.01～0.05	8～10	0.03	0.017	0.56
0.06～0.12	12～14	0.09	0.059	0.65
0.13～0.21	16～18	0.16	0.114	0.71
0.22～0.33	20～22	0.27	0.208	0.77
0.34～0.49	24～26	0.41	0.338	0.82
0.50～0.66	28～30	0.58	0.493	0.85
0.67～0.87	32～34	0.78	0.671	0.86
0.88～1.12	36～38	1.00	0.870	0.87
1.13～1.40	40～42	1.25	1.100	0.88
1.41～	44～	1.51	1.329	0.88

別表第4の別表2 素材の材種別標準生産比率

平均胸高直径階段 (cm) 素材の材種 (径cm)	～14	16～18	20～22	24～26	28～30	32～34	36～38	40～42	44～
小 (～14cm)	1.00	0.66	0.46	0.15	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03
中 (14cm～30cm)		0.34	0.54	0.85	0.90	0.66	0.48	0.34	0.30
大 (30cm～)						0.28	0.47	0.62	0.67

別表第4の別表3 伐出事業の投下資本の推定回収期間の標準

素材の生産数量	事業期間 (ℓ)	投下資本の推定回収期間の標準	
		ℓ×1／2	ℓ×2／3
m ³			
～ 50	3	2	2
50～ 100	4	2	3
100～ 150	5	3	4
150～ 200	6	3	4
200～ 300	8	4	6
300～ 400	9	5	6
400～ 500	10	5	7
500～ 700	12	6	8
700～1,100	14	7	10
1,100～1,400	15	8	10
1,400～1,700	16	8	11
1,700～2,000	18	9	12
2,000～	18	9	12

別表第4の別表4 伐出事業の作業区分別標準係数

伐木造材 (皆伐)			機械集材		トラクタ集材		林内作業車集材		クレーン集材		トラック運搬	
平均胸高直径	チェンソー係数	ブローサ併用係数	集材距離	係数	集材距離	係数	集材距離	係数	集材距離	係数	運搬距離	係数
cm			m		m		m		m		km	
8～10	0.91	0.74	50以下	0.12	100以下	0.13	100以下	0.22	10以下	0.08	20以下	0.15
12～14	0.45	0.34	100 "	0.14	200 "	0.16	200 "	0.25	20 "	0.11	30 "	0.17
16～18	0.28	0.20	200 "	0.14	300 "	0.19	300 "	0.28	30 "	0.13	40 "	0.19
20～22	0.20	0.14	400 "	0.15	400 "	0.21	400 "	0.30			50 "	0.22
24～26	0.16	0.11	500 "	0.16	500 "	0.24	500 "	0.33			60 "	0.24
28～30	0.14	0.09	700 "	0.17	600 "	0.28	600 "	0.36			70 "	0.26
32～34	0.12	0.07	800 "	0.18							80 "	0.28
36～38	0.11	0.07	1,000 "	0.19								
40～	0.10											

注) 本表は針葉樹に適用する標準係数であり、広葉樹に適用する標準係数については本表の1.2倍とする。

別表第4の別表5 齢級別限界生立本数

(単位：ha当たり本)

樹 種	齢 級	ha 当 た り 植 栽 本 数				
		2,000～	2,500～	3,000～	4,000～	200～
すぎ	I	1,700	2,100	2,400		
	II	1,600	1,900	2,300		
	III	1,500	1,600	1,900		
	IV	1,400	1,400	1,400		
	V	1,200	1,200	1,200		
	VI	1,000	1,000	1,000		
	VII	900	900	900		
	VIII	800	800	800		
	IX以上	700	700	700		
ひのき	I		2,100	2,400		
	II		1,900	2,300		
	III		1,600	1,900		
	IV		1,400	1,400		
	V		1,200	1,200		
	VI		1,000	1,000		
	VII		900	900		
	VIII		900	900		
	IX以上		800	800		
まつ類	I			2,400	3,200	
	II			2,200	2,900	
	III			1,900	2,600	
	IV			1,600	2,000	
	V			1,300	1,500	
	VI			1,000	1,000	
	VII			800	800	
	VIII			700	700	
	IX以上			500	500	
からまつ	I	1,700	2,100	2,400		
	II	1,500	1,700	1,900		
	III	1,200	1,200	1,300		
	IV	1,000	1,000	1,100		
	V	900	900	900		
	VI	800	800	800		
	VII	600	600	600		
	VIII	500	500	500		
	IX以上	300	300	300		
その他の 針葉樹・ 広葉樹	I	1,700	2,100	2,400		
	II	1,600	1,900	2,300		
	III	1,600	1,800	1,900		
	IV	1,500	1,600	1,700		
	V	1,400	1,400	1,400		
	VI	1,200	1,200	1,200		
	VII	1,000	1,000	1,000		
	VIII	800	800	800		
	IX以上	600	600	600		
きり等	I					190
	II					180
	III					180
	IV					170
	V					140
	VI以上					120

注) 1 上表のha当たり植栽本数未満の森林にあっては、各樹種欄の最小植栽本数欄を適用する。

2 きり等の欄の適用は、その保険価額が別表第1の広葉樹の保険金額の標準に相当する額に準ずるものに限る。